

千葉市総合評価落札方式（業務委託）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、千葉市が発注する建設コンサルタント等（以下「業務委託」という。）の契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が千葉市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約事務担当職員 当該契約事務を所管する課の長（課内室長及び担当課長を含む）をいう。
- (2) 委託担当課長 委託担当課の長をいう。
- (3) 発注支援課長 建設局土木部技術管理課の長をいう。
- (4) 技術提案等 入札参加者が提示した技術提案、経験及び能力等をいう。
- (5) 総合評価技術審査会（以下、「技術審査会」という。） 総合評価落札方式によることの適否、落札者決定基準、技術提案等の審査を実施する。設置は別表のとおりとし、会の庶務を担当する課を、技術審査会庶務担当課（以下「庶務担当課」という）という。

（総合評価落札方式の対象業務及び型式）

第3条 総合評価落札方式の対象となる業務は、事前に仕様を確定することが可能であるが、入札参加者の提示する技術等によって、事業の成果に相当程度の差異が期待できる設計金額が500万円以上の業務とする。ただし、業務の特性その他特別の事情により必要と認めるときは、この限りでない。

2 総合評価落札方式の型式は、標準型、簡易型又は特別簡易型とし、業務の内容により選定する。

（評価の方法）

第4条 総合評価落札方式における評価は、技術提案等に基づき算出した技術評価点と、予定価格に対する入札価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の応札率を1から減じた数値に配分点を乗じて得られる価格評価点を合算した評価値をもって、入札参加者ごとに行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

$$\text{価格評価点} = \text{配分点} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

（少数点以下第7位を四捨五入し、第6位止めとする。）

$$\text{技術評価点} = \text{配分点} \times (\text{得点合計} \div \text{配点合計})$$

（小数点以下は、切捨てとする）

2 技術評価点の配分点は、60点とする。

3 価格評価点の配分点は20点から120点の範囲で定める。

(学識経験者からの意見聴取)

第5条 委託担当課長は、総合評価落札方式の実施にあたっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2者以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項に規定する意見聴取に際し、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるか否かについて、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準の決定)

第6条 委託担当課長は、総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、事前に総合評価落札方式によることの適否及び落札者決定基準について、当該委託担当課の属する技術審査会の審査を受けるものとする。

- 2 前項に規定する落札者決定基準においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 求める技術提案等の内容
 - (2) 技術提案等の評価項目、評価基準及び配点（欠格事項を含む。）等
 - (3) その他必要と認める事項
- 3 技術審査会は、落札者決定基準について、前第1項に規定する審査の後、前条第1項に定める意見聴取の結果を考慮し決定するものとする。

(入札公告)

第7条 契約事務担当職員は、総合評価落札方式により一般競争入札を実施しようとする場合は、入札公告（実施要領書等を含む。以下同じ。）において、千葉市契約規則第5条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- (1) 総合評価落札方式による旨。
 - (2) 落札者決定基準については、実施要領書等に記載すること。
 - (3) 入札参加者の評価結果を公表すること。
- 2 契約事務担当職員は、総合評価落札方式により指名競争入札を実施しようとする場合は、千葉市契約規則第20条第2項に規定する事項のほか、前項各号を入札参加者に通知しなければならない。

第8条 削除

(技術提案等の審査及び評定)

第9条 委託担当課長は、提示された技術提案等について、業務履行の確実性等を考慮して技術評価点の算出を行い、技術審査会の審査を受けるものとする。

- 2 技術審査会は、提示された技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な業務履行ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。
- 3 技術審査会は、落札者決定基準に基づき技術提案等の評価を実施し、技術評価点を決定するものとする。

(落札者決定時の意見聴取)

第10条 技術審査会は、第5条第2項及び第3項の規定により、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴かなければならないとされているものについては、意見聴取を実施し、当該意見聴取の結果を考慮し、技術評価点を決定するものとする。

(落札者の決定)

第11条 契約事務担当職員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

- (1) 提示した技術提案等が、入札公告等に定める要件のうち、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。
 - (2) その他、入札公告において定めた入札参加資格をすべて満たしていること。
- 2 令第167条の9の規定は、評価値の最も高い者が2者以上ある場合において準用する。

(評価結果の公表)

第12条 契約事務担当職員は、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札参加者の評価結果

(低入札価格調査基準の設定)

第13条 総合評価落札方式の実施にあたっては、低入札価格調査基準を設定するものとする。

(落札者の業務履行等)

第14条 技術提案に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案に基づいて履行させるものとし、技術提案に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第15条 技術提案については、後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

(技術提案等が達成されなかった時の対応)

第16条 虚偽による技術提案等の提示等、入札参加者に明らかに悪質な行為があった場合は、千葉市の規程に基づき、当該入札参加者に対し指名停止措置等を行うものとする。

2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、違約金の請求、または、業務成績評定を減じる措置を行うものとする。

(秘密の保持)

第17条 入札参加者から提示された技術提案等に関する事項は、第12条各号に規定する事項を除き、公表しないこととする。

(総合調整)

第18条 総合評価落札方式の実施にあたり、必要な総合調整は発注支援課が行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、契約事務担当職員と協議のうえ、発注支援課の長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。